

# 令和3年 第4回 加賀市農業委員会定例総会

令和3年4月23日(金)

## 開会（午後1時24分）

宮下事務局長	<p>定刻前ですが、出席予定の委員の皆さまがそろいましたので、始めたいと思います。</p> <p>まず初めに、この度人事異動により農業委員会事務局長を務めることになりました宮下です。昨年まで教育委員の生涯学習課にいました。これまで農林水産課に配属されたことはなかったので、皆様のご意見を聞きながら精進してまいりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>続きまして、瀬川主任専門員から交代になりました田町主任専門員から自己紹介をします。</p>
事務局（田町）	<p>5年ぶりに農業委員会の方へ配属となりました田町と言います。再びこの仕事ができることを喜んでおります。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
宮下事務局長	<p>異動のあった職員は以上です。</p> <p>それでは、只今から、令和3年第4回加賀市農業委員会定例総会を始めさせていただきます。農業委員の現委員14名のうち13名の出席をいただいております、本日の総会が成立していることをご報告します。推進委員も13名のうち12名出席いただいております。</p> <p>また、本日付議いたした転用案件等の現地確認調査を、先週の15日に西栄委員、山崎強委員及び事務局職員2名の計4名で行いましたことをご報告いたします。</p> <p>それでは、中村会長、議事進行をお願いいたします。</p>

## 議長挨拶

議長（中村会長）	<p>皆さん、こんにちは。</p> <p>報告があったように局長が替わり、以前いた田町さんが瀬川さんの後任に入りました。よろしくお願ひします。</p> <p>4月も下旬になりまして、田んぼも田植前の代掻き時期に入りました。4月初旬、農業者の方がトラクターの下敷きになり亡くなられたという大変な事故がありました。トラクターや田植の機械が大型化し、事故が起こると酷いことになりえます。このコロナの影響で、診療を受け付けてもらえない可能性もあります。事故等には十分気を付けてください。</p> <p>コロナウイルスが第4波だそうです。蔓延防止、緊急事態となっています。変異コロナウイルスもあるのか、北陸全体に感染者が増えています。加賀市でも感染者が増えているそうです。今まで以上に皆さまには気を付けていただきたいと思ひます。</p> <p>それでは、総会を始めさせていただきます。</p>
----------	---

## 議事録署名員の指名

議長（中村会長）	<p>まず初めに、議事録署名員の指名をいたします。</p> <p>3番 幸前委員、4番 池端委員を指名します。</p>
----------	---

## 議案第12号 農用地利用集積計画(案)の決定について

議長（中村会長）	<p>議案第12号 農用地利用集積計画(案)の決定についてですが、整理番号7番については、議事参与の制限に該当します池端委員は発言と採決を控えてください。</p> <p>それでは、事務局から説明してください。</p>
事務局（中島）	<p>はい、議案書の1ページからです。加賀市長より農用地利用集積計画（案）が提出されましたので、その計画の決定をお諮</p>

	<p>りします。</p> <p>今月の申請は利用権の新規設定が7件で 12,591 m<sup>2</sup>の集積計画案です。尚、整理番号4番の設定する者、つまり農地の所有者は既にお亡くなりになっておりますので、相続者全員に承諾印をもらい受けた相続人届出書を提出の上、その相続人名義で設定をするものでございます。</p> <p>以上この7件については、農地の受け手がいずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号要件を満たしており、適当と考えます。説明は以上です。</p> <p>議長（中村会長） 只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。 （意見、質問なし）</p> <p>議長（中村会長） ご意見、ご質問等がなければ、これより採決に入ります。 議案第12号 農用地利用集積計画(案)の整理番号1番から6番について適切と思われる方は挙手をお願いします。 （挙手全員）</p> <p>議長（中村会長） 全会一致により、適切と認めます。 続いて、整理番号7番について適切と思われる方は挙手をお願いします。 （挙手多数）</p> <p>議長（中村会長） 賛成多数により、適切と認めます。</p>
<b>議案第13号 農地法第4条の規定による許可申請について</b>	
<p>議長（中村会長）</p> <p>西栄委員</p>	<p>次に、議案第13号 農地法第4条の規定による許可申請について事前に現地確認調査を行っておりますので、西栄委員から報告をお願いします。</p> <p>報告します。去る4月15日に私と山崎強委員、事務局職員2名、計4名で現地確認調査を行いました。位置図の資料1は、1ページを併せてご覧ください。</p>

<p>議長（中村会長） 事務局（幸松）</p> <p>議長（中村会長）</p> <p>議長（中村会長）</p> <p>議長（中村会長）</p>	<p>1 番の雨水は道路側溝に流す計画です。周辺の農地に特段影響はないと認めました。報告は以上です。</p> <p>それでは、事務局から説明してください。</p> <p>はい。議案書は3ページから4ページ、資料1の位置図は1ページを併せてご覧ください。</p> <p>1 番は [REDACTED] にあり、田、面積 210 m<sup>2</sup>、転用目的は貸駐車場建設です。譲受人は近隣の店舗等から駐車場として貸してほしいとの要望を受け、駐車場を建設し営業するものです。申請地は第1種住居地域にあるため、第3種農地と判断され、原則許可に該当するものと考えます。</p> <p>只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。 (意見、質問なし)</p> <p>ご意見、ご質問等がなければ、これより採決に入ります。 議案第13号 農地法第4条の規定による許可申請について 適切と思われる方は挙手をお願いします。 (挙手全員)</p> <p>全会一致により、適切と認めます。</p>
<p><b>議案第 14 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について</b></p>	
<p>議長（中村会長）</p> <p>西栄委員</p>	<p>次に、議案第 14 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、事前に現地確認調査を行っていますので、西栄委員から報告をお願いします。</p> <p>それでは報告します。位置図の資料 1 は 2 ページから 5 ページを併せてご覧ください。</p> <p>1 番の雨水は前面道路側溝に流し、汚水は浄化槽で処理する計画です。</p> <p>2 番の雨水は西側の排水路に流れています。また、始末書が提出されております。追認する案件です。</p>

<p>議長（中村会長）</p> <p>事務局（幸松）</p>	<p>3番は擁壁と排水溝を設置し、雨水を北側の道路側溝に流す計画です。</p> <p>4番の雨水は西側の排水路と前面道路側溝に流し、汚水は浄化槽で処理する計画です。また砕石が敷かれているため、始末書が提出されております。</p> <p>以上4件とも周辺の農地に特段影響はないと認めました。報告は以上です。</p> <p>それでは、事務局から説明してください。</p> <p>議案書は5ページから6ページ、資料1の位置図は2ページから5ページを併せてご覧ください。</p> <p>1番は■■■■■■■■■■にあり、田、面積374㎡、転用目的は自己住宅建設です。譲受人は現在の住宅が道路拡幅により立退きになるため、申請地を購入して自己住宅を建設するものです。申請地は準住居地域にあるため、第3種農地と判断され、原則許可に該当するものと考えます。</p> <p>2番は■■■■■■■■■■にあり、畑、面積23㎡、転用目的は境内地拡張です。境界確認をしたところ、神社の鳥居の一部が申請地にはみ出していることが分かり、譲渡人から申請地の贈与の申し出があったものです。昭和56年に鳥居を建立した際に、申請地に鳥居の一部がはみ出したもので、譲受人から始末書が提出されております。申請地は農地の拡がりか10ha未滿の農地の一部であることから、第2種農地と判断されますが、既存敷地面積1,084㎡の拡張であるため、不許可の例外に該当するものと考えます。</p> <p>3番は■■■■■■■■■■にあり、田、面積553㎡、転用目的は貸駐車場建設です。譲受人は申請地の東側にある鉄工所の役員であり、今後従業員増加が見込まれるため、申請地を購入して12台分の駐車場を建設し鉄工所に使用貸借するものです。申</p>
--------------------------------	--

	<p>請地は農地の拡がりか 10ha 以上の農地の一部であることから、第1種農地と判断されますが、集落に接続して設置されるものであるため、不許可の例外に該当するものと考えます。</p> <p>4番は■■■■■にあり、畑、面積 258 m<sup>2</sup>、転用目的は自己住宅建設です。譲受人は実家で両親と同居しており手狭になったため、勤め先に近い申請地と青ワクの隣接地の宅地を購入して自己住宅を建設するものです。譲渡人は申請地が農地とは知らずに山林化した申請地を伐採し、土砂流出を防ぐため碎石を敷均ししたもので、譲渡人から始末書が提出されております。申請地は農地の拡がりか 10ha 未満の農地の一部であることから、第2種農地と判断されますが、申請地と隣接する農地以外の土地と一体的に同一事業の目的に供するため、不許可の例外に該当するものと考えます。</p> <p>説明は以上です。</p> <p>議長（中村会長） 只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。 （意見、質問等なし）</p> <p>議長（中村会長） ご意見、ご質問等がなければ、これより採決に入ります。 議案第 14 号 農地法第5条の規定による許可申請について、適切と思われる方は挙手をお願いします。 （挙手全員）</p> <p>議長（中村会長） 全会一致により、適切と認めます。</p>
--	--

**報告第5号 1・1・1 運動の報告について**

議長（中村会長）	<p>次に、報告第5号 1・1・1 運動について、報告のある方は挙手をお願いします。ないようですので、私の方から報告します。</p> <p>4月12日県の常設審議委員会がありました。農地法4条・5条それぞれの全案件は、全て許可相当ということです。かほ</p>
----------	---

	<p>く市から出された案件も許可相当ということです。石川県農林水産部主要施策等の内容について説明がありました。以上です。</p> <p>その他事務連絡については、事務局から報告してください。</p>
--	---

**事務連絡**

<p>宮下事務局長</p>	<p>（その他資料 資料2）当面の日程のみを説明</p> <p>常設審議会・現地確認・第4回農業委員会定例総会の日時委員の皆さまの中から、農地法の知識を深めたいという意見が出ています。そこで、定例総会が終わった後15分ほど時間を頂き、以前お配りしましたテキスト等を使って各担当者から説明をして、理解を深めていただきたいと思います。いかがでしょうか。</p>
<p>議長（中村会長）</p>	<p>この件に関しまして、何か意見はありませんか。</p> <p>（意見なし）</p>
<p>議長（中村会長）</p>	<p>特に意見がないようです。任期1年目でもありますし、このように勉強をしていただきたいと思います。</p> <p>ほかに何かありませんか。</p> <p>なければ、以上をもちまして、令和3年第4回加賀市農業委員会定例総会を閉会いたします。</p>

**閉会（午後13時48分）**